令和９年度 京都市立洛友中学校 転入学者募集要項

京都市立洛友中学校（夜間二部学級を除く。以下「洛友中学校」という。）の令和８年度転入学者の募集は、洛友中学校に転入学を希望する者（以下「転入学希望者」という。）に対し、この要項の定めるところにより行う。

１　転入学希望者の資格

転入学希望者の資格は、次の⑴及び⑵のいずれにも該当する者とする。

⑴　京都市立中学校若しくは小中学校（京都市立義務教育学校条例により設置される義務教育学校をいう。以下同じ。）の後期課程に在籍している者又は京都市立小学校若しくは小中学校前期課程の６年に在籍しており京都市立中学校又は小中学校への進学が予定されている者のうち不登校（年間30日以上欠席）又は不登校傾向にある者

⑵　転入学希望者及び保護者（親権を行う者又は未成年後見人若しくはこれに準じる者として京都市教育長（以下「教育長」という。）が定める者をいう。以下同じ。）の住所（生活の本拠とする所とする。）が京都市の区域内又は八幡市八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原並びに久御山町大橋辺にある者

２　転入学者の募集

⑴　洛友中学校の令和９年度転入学者を募集する。

⑵　転入学者の募集は、この要項により生徒指導課長が行う。

⑶　転入学日は令和９年５月１日とする。

⑷　生徒指導課長は、⑶の転入学日以外に別途、転入学日を定めることができる。

⑸　募集人員は、⑶及び⑷の転入学日の転入学者を合計して次のとおりとする。

第１学年から第３学年まで合計で在籍生徒を含めて15名程度

３　転入学に関する相談

⑴　転入学希望者及び保護者は、在籍校の校長（以下「在籍校長」という。）と、不登校を解消する様々な方法について検討し、洛友中学校へ転入学することが適当であるかどうか相談する。

⑵　在籍校長は、転入学希望者及び保護者に対する在籍校としての支援を十分に行ったうえで、在籍校以外での活動の場についての検討が必要であると判断した場合、京都市教育委員会が設置する不登校相談支援センター（以下「支援センター」という。）の手続に従い相談の申請をする。

⑶　支援センターでは、面接による相談及びセンター活動（体験的活動）を行う中で、転入学希望者及び保護者に対して、適切な指導・助言を行う。

４　転入学者の決定

⑴　転入学に関する検討は、支援センターが行う。

⑵　教育長は、支援センターの検討内容を受けて転入学者を決定し、保護者及び在籍校長に決定を通知する。

⑶　教育長は、支援センターの検討内容を受けて、転入学の決定以前に転入学者を内定することができる。この場合において、保護者及び在籍校長に内定を通知するとともに、保護者からの転入学辞退の機会を設ける。

５　その他

京都市教育委員会は、転入学希望者及び保護者又は在籍校に対して、転入学の検討に必要な書類の提出を求めることがある。